

特116

551

編 郎 次 半 島 中

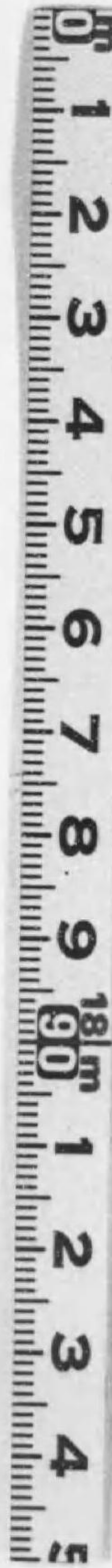
書 科 教 身 修 業 實

書 考 備 授 教

六 · 四 卷

京 東

行 發 店 書 黑 目



始



43116
541

例言

一本書は、實業修身教科書を教授せられる、際、幾分かの参考にもならんかと思ひ、著者が教授上の心構へとして居る所と、教材につき彼此取調べた所とを輯めたものであつて、固より備考に過ぎない。之を活かして教へらる事は任に當らるゝ方の自由裁量に待たねばならぬ。

一本書編纂の要旨は、豫じめ教授者の清鑒を仰ぎたいと存じて、之を巻首に載せる事とした。

大正
15. 6. 2
内交

大正十五年二月

著者謹識



實業修身教科書

編纂趣意書

一、本書編纂の要旨

本書は、教育に關する勅語・戊申詔書並びに國民精神作興に關する詔書に示させ給へる 聖旨を奉體し、大正九年十二月に改正せられたる實業學校令の精神に基づき、此の改正令に關連し、大正十年一月に發布せられたる工業學校規程、農業學校規程並びに同じく三月に發布せられたる商業學校規程に従ひ、實業學校の修身科教科書として編纂したものである。

本書に於て説く所の材料は、悉く其の歸趣を 教育に關する勅語・戊申詔書並びに國民精神作興に關する詔書に求め、前後一貫、首尾照應、相倚りて 聖旨の貫徹に添ふところあらむことを期した。それと共に、大正九年實業學校令改正の精神となつて居る中等教育を受けて實業に従事せむとするものに對し、工業・農業・商業その他各般の實業に従事するに須要なる知識技能を授けると共に品性を陶冶し常

二
識を養成して中堅國民となる十分の素養を得しむとある趣旨に依り、現代に適する實業家としての道德的知見を啓發し、情操を練り、以て其の品性を形成せしめむことを期した。

二、國民道德・公民道德・實業道德の調和

右の要旨に依り本書は固より我が建國の初めから發達して來た國民道德を體認せしめることを主としたのであるが、時勢の進運に従ひ、欽定憲法に依る我が國に於ては、それに伴うて、立憲國民即ち公民としての道德をまもらしむることが必要であるから、本書は又公民道德を體認せしむることに重きを置き、國憲國法に遵ひ、よく國家の意志を理解して其の實現に努力し、殊に自治體の發達の爲めに盡力し、又社會に對する連帶責任感を強め、國民とし公民としての協同心を高めしめむことを期し、更らに其の國民とし公民として立つには、我が從事する實業が如何なる社會的、道德的の意義を有するかを理解し、十分な實業道德を守らしむることが必要であるから、此の實業道德を體認し、之を實行せしむべきことにも、十分の注意

をした。即ち本書は國民道德を本とし、之に公民道德及び實業道德を結びつけて理想の實業家を養成せむことを主眼とした。

三、本書の組織

本書は全部五冊とし、中等實業學校の五學年に對し、每學年一冊づつを課する豫定で編纂した。それで尋常小學校卒業程度を以て入學資格とする場合に於ては、三年課程のものは卷一より卷三まで、四年課程のものは卷一より卷四まで、五年課程のものは全部五冊を配當すべく、高等小學校卒業程度を以て入學資格とする場合には、二年課程の學校にありては、卷四及び卷五を配當すべく、三年課程の學校にありては、卷三より卷五までを配當すべき豫定である。

實業補習學校前期の修身として、卷一及び卷二を採用せらるゝことも差支へはない。

四、卷一の要旨

卷一にありては、學校生活家庭生括から始まつて、主として一身を治むることに重きを置き、又自治體を愛護する精神を養はしむることに特に注意した。

四

五、卷二の要旨

卷二も卷一の要旨を承けて、家庭生活學校生活と並んで國家社會の生活に及び、漸次實業道德を説くことに注意した。

六、卷三の要旨

卷三に進んでは、自身の獨立が如何に國家社會に立つ上に關係を有するかを理解せしめむことを主とし、堅忍不拔の精神に依り、勞働を尊び、極力奮闘すべき道徳心を高めしめむことに注意した。

七、卷四の要旨

卷四に於ては、公民道德實業道德を主とし、同心協力の必要を説き、責任を重むす

る精神を養はしむることに重きを置いた。

八、卷五の要旨

卷五は實業が國家社會の上に如何なる道德的意義を有するかを理解せしめて、國民道德と公民道德及び實業道德との歸結をつけ、實業家の自覺を促し、中等實業學校を卒業するものは、其の地方の生産なり通商なりの中堅となると共に、國民とし公民として其の地方の中堅となるべき旨を力説した。

九、古典と傳記

本書には我が國なり歐米なりに於ける公民道德實業道德の典據と見るべきものを尠からず採録した。それと共に、我が國なり歐米なりに於て實業家の模範とも見るべき人々の傳記を加へて、其の精神に倣はしめむことを期した。

一〇、作法要項

實業修身教科書教授備考書 卷四

本書には附録として、文部省の調査に係る師範學校、中學校作法教授要項中から、實業學校の生徒にも必要と思はるゝ條項を抜萃して掲げて置いた。作法は修身の一部とも見るべきものであり、殊に實業家は人を相手に仕事をなすものであるから、作法に就いての訓練が大切であると考へたからである。

實業修身教科書教授備考書 卷四

本書には附録として、文部省の調査に係る師範學校、中學校作法教授要項中から、實業學校の生徒にも必要と思はるゝ條項を抜萃して掲げて置いた。作法は修身の一部とも見るべきものであり、殊に實業家は人を相手に仕事をなすものであるから、作法に就ての訓練が大切であると考へたからである。

目次

第一課	憲法發布……………	一	第十四課	同心協力……………	二二
第二課	立憲國民の務……………	四	第十五課	フーゴースチンネス……………	二三
第三課	國民相互の交際……………	五	第十六課	公德……………	二五
第四課	獨立の法……………	六	第十七課	失敗成功を生む……………	二七
第五課	佐藤信淵……………	七	第十八課	スエズ運河の開鑿者……………	二九
第六課	純潔なる娛樂……………	九	第十九課	實業と道徳……………	三〇
第七課	公衆衛生……………	九	第二十課	責任を重んずる精神……………	三三
第八課	實業と法規……………	一一			
第九課	職業……………	一二			
第十課	人を用ふる道……………	一四			
第十一課	ジョン・ワナメーカー……………	一六			
第十二課	從業者の心得……………	一八			
第十三課	從業者同志の心得……………	一九			

目次

實業修身教科書教授備考書 卷四

第一課 憲法發布

本課の主眼

帝國憲法發布の由來を知らしめ、又帝國憲法内容の大體を理解せしめ、國憲を重んずる精神を養はしむるを主眼として教授する。

教材補遺

本課を説く際、帝國憲法發布に至るまでの歴史上の徑路、即ち明治元年に立て給うた五條の御誓文、一、廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ、一、上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ、一、官武一途庶民ニ至ル迄各其ノ志ヲ遂ケ、人心ヲシテ倦マナラシメンコトヲ要ス、一、舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ、一、知識ヲ世界ニ求メ大イニ皇基ヲ振起スヘシに、既に立憲政治を布き給はんとの大御心が籠つて居つたこと、明治七年には地方官會議が起され、八年には元老院を設けて立法の府とされ、大審院を置いて裁判の權を確立され、十年には府縣會規則を

目次

第一課	憲法發布……………	一	第十四課	同心協力……………	二二
第二課	立憲國民の務……………	四	第十五課	フーゴースチンネス……………	二三
第三課	國民相互の交際……………	五	第十六課	公德……………	二五
第四課	獨立の法……………	六	第十七課	失敗、成功を生む……………	二七
第五課	佐藤信淵……………	七	第十八課	スエズ運河の開鑿者……………	二九
第六課	純潔なる娛樂……………	九	第十九課	實業と道徳……………	三〇
第七課	公衆衛生……………	九	第二十課	責任を重んずる精神……………	三三
第八課	實業と法規……………	一一			
第九課	職業……………	一二			
第十課	人を用ふる道……………	一四			
第十一課	ジョン・ワナメーカー……………	一六			
第十二課	従業者の心得……………	一八			
第十三課	従業者同志の心得……………	一九			

目次

實業修身教科書教授備考書 卷四

第一課 憲法發布

本課の主眼

帝國憲法發布の由來を知らしめ、又帝國憲法内容の大體を理解せしめ、國憲を重んずる精神を養はしむるを主眼として教授する。

教材補遺

本課を説く際、帝國憲法發布に至るまでの歴史上の徑路、即ち明治元年に立て給うた五條の御誓文、一、廣く會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ、一、上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ、一、官武一途庶民ニ至ル迄各其ノ志ヲ遂ケ、人心ヲシテ倦マナラシメンコトヲ要ス、一、舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ、一、知識ヲ世界ニ求メ大イニ皇基ヲ振起スヘシに、既に立憲政治を布き給はんとの大御心が籠つて居つたこと、明治七年には地方官會議が起され、八年には元老院を設けて立法の府とされ、大審院を置いて裁判の權を確立され、十年には府縣會規則を

發布して地方官會議を起さしめ給ひたることを説き、かくて明治十四年十月に至り、今後十年の準備を経て、明治二十三年に帝國議會を開設すべき旨仰せ出し給ひ、憲法起草の爲に時の岩倉公は三條有栖川兩公と議して帝國憲法は欽定憲法とすることの大本を定められ、この根本方針の下に明治十五年に伊藤博文を憲法制度取調べの爲歐洲に派遣せられ、翌年歸朝するや憲法取調局を設けて、憲法草案を作らせられ、明治二十一年に至り樞密院を設けて其草案に就いて慎重審議せしめられ、かくて二十二年の紀元節に發布されるに至つたものであるといふこと、並びにこの憲法と合せ皇室典範の制定せられたことも説くを要する。外國の歴史を見ると憲法の發布には往々に面白からぬ事件が伴つて居るといふのは、英國に於ては、千百九十四年ジョン王の時、重税を課し、無罪を禁錮し大いに民権を蹂躪したから貴族や僧侶が怒つて大憲章マグナカルタを發布せしめたが如き、佛蘭西にては、フィリップ四世在位の時、ローマ法王に對抗せんが爲、千三百二年に僧侶・貴族及び平民の代表者を召集して、三級會を起し、これが佛蘭西立憲政治の基礎となつたこと等をその例に擧げる。

帝國憲法の内容としては、七章七十六條から成つて居つて、第一章には統治の

主體、即ち我が帝國は萬世一系の天皇之を統治し給ふこと、天皇は神聖にして統治權を總攬し給ふこと及び皇位繼承の事を、第二章には統治の客體につき、臣民の權利義務を、第三章には帝國議會の成立、其の權限・職務・責任など、第四章には國務大臣及び樞密顧問の職責を、第五章には司法權を、第六章には租税及び國家の歳入歳入を、第七章には將來此の憲法の條項を改正する必要ある時は勅令を以て議案を帝國議會に附すべき事などを規定してあることを説く。

設問の取扱ひ方及び實行上の注意

設問(一)に對しては、明治天皇の我が帝國の光榮を中外に宣揚し、祖宗の遺業を永久に鞏固ならしむるの希望を同じくし、この負擔を分つに堪ふことを疑はざるなりと仰せられたる點に生徒の感動を起さしむるよう取扱ふ。

設問(二)に對しては、封建時代に於て、天皇と一般臣民との間には、將軍といふが如き執權者が介在し居つたこと、而して其の時代には階級制度が嚴格に立ち、士分以上の者のみが政治に與り、農工商の者は、一國民として權利や義務を認められて居らなかつたこと等を比較して答へしむるよう導く。

設問(三)に對しては、君民一體となりて我が日東の立憲君主國が十分に打立て

られてゆくべきことを答へるよう導く。

第二課 立憲國民の務

本課の主課

本課は立憲國民即ち公民としての道德心を高めしむることを主として教授する。

教材解説

立憲國民の權利義務は帝國憲法の第二章に規定せられて居る。

府縣會議員や市町村會議員のことを説く場合には、府縣制(明治三十二年法律第六十四號)、市制(明治四十四年法律第六十八號)、町村制(明治四十四年法律第六十九號)を公民科と連絡して大體話すを可とする。

選舉法の大要を併せ説くことを要する。

設問の取扱ひ及び實行上の指導

設問(一)に對しては、權利のみを主張して義務を怠ることは責任感が十分にならぬところから來るもので、責任感があれば權利も主張するが同時に必ず義務も

盡すが如く、二者相離れざることになるが、この責任感がなくて權利だけ主張するといふことは誤つたことであり、實際的には義務を盡せば自ら權利も主張されるといふ風に考へることが寧ろ道德的であるといふやうに生徒の考を導いてゆく。

設問(二)に對しては、立憲政體がよく運用されるのは主として議員の選舉が公正に行はるか否かに依ることによく理解して、答へるよう導く。

設問(三)に對しては、學校所在地々方に於て、選舉の弊害に就いて見聞せるところを言はしめ、生徒自身が他日選舉權被選舉權を行使する時に於ては絶対に現在の如き弊を實現せざる決心を固むるよう導く。

第三課 國民相互の交際

本課の主眼

社會生活に對する心得を説くを主眼とする。

教材補遺

その地方に於て生活改善の會が出来て居つたり、或は申し合せが出来て居つ

たりしたら、それを併せ説く。

設問の取扱ひ方及び實行上の注意

設問(一)に對しては、恨に報ゆるに徳を以てすといふが如く寛大なる心持で相手の者の反省を促すやうな態度をとるやうに答を導く。

設問(二)に對しては、生活改善に就き考へつけることが正當であれば、之を實行するよう奨勵する。

設問(三)に就きては、よき例は之を實行し、惡き例は之に鑑みて行はざるよう誠しめる。

第四課 獨立の法

本課の主眼

前學年に課せる卷三第四課「人生の獨立」と題する項につき、福澤翁の獨立の法を説かれたのに依り、一身獨立の法を知らしむるを目的として教授する。

設問の取扱ひ方及び實行上の注意

設問(一)に對しては、獨立し得る生活は、經濟上だけでなく、社會的にも、道德的に

も、自己の體面を辱しめずに生活が出来るが、獨立し得ざる生活は常に道德的にも、社會的にも自己の獨立と自由とを完うすることが出来ずに生活しなければならぬことを對照し、獨立し得る生活に必要な道德を明かに理解するよう引導く。

設問(二)に就ては、借金の非なる理由を挙げしむる場合には、借金に伴ひて交際上などに起り來る不利益なども挙げる。

設問(三)に對しては、虚榮心を抑ふべき理由としては、人は誠實の生活をすべきであるのに、虚榮に驅らるゝことは、それから遠ざかるのであつて、虚榮心を満たさんとして種々な罪惡を犯すに至るやうな事なども答へるよう導く。

第五課 佐藤信淵

本課の主眼

舊幕時代に、農業經濟の大家のあつたことを知らしめ、且つ氏が濟世の志を抱き、迫害のために決して其の學説を枉げなかつた精神に接せしむるを目的として教授する。

教材の取扱ひ方

本課は農學士中田公直著書佐藤信淵の農政學說に據つて草した。氏の生れた明和六年は皇紀二千四百二十九年であつて、歿した嘉永二年は二千五百九年に當る。

氏は經世家であつたと共に、また農業經濟の大家であつたから、其の持論は商業を十分重く視なかつた嫌があつたが、しかしそれは鎖國時代に於て農業本位を取つた世態よりも來つたことであるから、今日の如く時勢の變化した時代には於ては通論とすることは出來ぬが、唯かゝる時代に開國を唱へ、海外貿易を奨め、植民政策を講じたのは寔に卓見とすべきである點を明にする。

設問の取扱ひ方及び實行上の注意

設問(一)に就いては、佐藤信淵の學說が如何に實際上からと、又理論上からと、長い骨折りの後に出來たものであるかを答へしめ、又經濟の研究の如きは、我が國は我が國で研究せねばならぬといふやうな答をするよう導く。

設問(二)に就きては、佐藤信淵の説けるところ、今日にも尙必要であると思はる經濟政策を舉げて答へるよう導く。

第六課 純潔なる娛樂

本課の主眼

實業家の趣味娛樂は俗惡なものゝ如く見らるゝ傾があるが、實業家に限りて何も俗惡でなければならぬ理由はなく、唯從來實業家の修養が足らなかつた爲に、かくの如き傾向のあるのを免れなかつたのであるから、之を高尙なる方面に向けししることを目的として教授する。

設問の取扱ひ方及び實行上の注意

設問(一)に就きて、生徒の娛樂とするものを舉げしめ、學校生活家庭生活を善導する意味を以て之に批評と奨勵とを加へるようにする。

設問(二)に就きては娛樂に耽ける極、本務を十分に行はなかつたり、或は經濟上の損失を來したりするやうなことを舉げしめて、之にも批評を加へ、娛樂を業務の慰安と相調和せしめるよう指導する。

第七課 公衆衛生

本課の主眼

公衆衛生に注意せしむる目的を以て教授する。

教材解説

○傳染性を有する病氣は病源菌の作用に依るものであるから、傳染の徑路に就き一往醫學上の解説を加へるを可とする。

傳染病が流行した爲めに政治上、通商上の發達を阻害した事實は、英國の屬國印度が傳染病の發源地たるより、從來屢々發病の場合に本國始め他國との交通を遮斷したことがある。又東洋では支那の上海などに傳染病が出た爲めに、我が國其の他の國と交通を遮斷したこともある。今はかゝる場合陸上海上の檢疫を嚴重にすることになつて居ることを説く。

農場や工場や商店やに對する衛生に就てそれ〴〵説明するを要する。

設問の取扱ひ方及び實行上の注意

設問(一)に就いては、若し其の地に於て適切な例がなければ、其の府縣内なり、或は他地方なりの例で知つて居るものを挙げさせて答へしめる。

設問(二)に就いては、公衆衛生上如何なることをすべきかといふことを市町村

で大抵計劃が立つてゐる場合には、それを知らせてその實行に注意せしむる。設問(三)に就いては、農場、工場及び商店に於て、特に其の地方に於て注意すべきものがあればそれを指摘せしめて之を實行するよう説き奨める。

第八課 實業と法規

本課の主眼

立憲國民として平時に君國に盡すの道は國憲國法に遵ひ、忠實に其の業務を守り、以て國運の發展を圖るにあることを説き、殊に農工商のそれ〴〵に關係ある法律命令の種類を指示し、之を守るべき意志を起さしめ、併せて法律と道德との關係に就いて正しき理解を得させることを主眼とする。

教材の取扱ひ方

農工商業に就き其の事業經營が法規に合せず、其の經營者の不法な處置で其の事業が大頓挫を來し、引いて實業界の恐慌状態を惹起したやうな實例があるならば、之を説明の材料に取る。尙農工商業に就きて其の事業にそれそれ關係ある法律なり命令なりの大要を示す。例へば工業に就いて工場法、商業に就き

ては商法の如き法規の科と連絡をとつて説明する。

設問の取扱ひ方及び實行上の注意

設問(一)に對しては、法規と業務との關係に就きて如何ほど理解をしたかを調ぶる爲め、二三の生徒に答へしめて、それに就いての指導を爲す。同時に法規に遵ふことは社會に出て業務をとる時に始まるものでなく、學校にあつて校規に服従することも亦其の一つであることを説く。

設問(二)に就きては法律と道德との關係に就きても同様二三の生徒に答へしめて、法律を守ることが道德の基礎なることを示す。

設問(三)につきては、農工商業それ／＼の方面に就き、不正の事の起り易き例を挙げ、地方に於ける疑獄の如き之に因することを説き、かゝる實例に依りて實業と正義と一致すべき理由を述べしめる。

第九課 職業

本課の主眼

職業は一身一家を立つる方便の如く普通に考へられて居る謬見を破り、公共

の性質を有してゐることを悟らしめなければならぬ。職業は一身一家を立つる方便といふよりは、自己が其の持つて生れた力を現はして、此の世に生れた使命を果すものと見なければならぬ。同時に其の職業に依つて國家公共の進歩を圖るといふ社會奉仕の精神を有せしめなければならぬ。本課は此の意味を徹底せしむるを主眼として教授する。

教材の取扱ひ方

世に種々の職業のあることを挙げ、其の職業毎に幾分特殊な道德のあることも説かなければならない。例へば軍人の間には軍人の道德、軍人の心得があり、實業者の間には實業者の心得として實業道德といふやうなものがあるといふやうなことも示すを要する。それから又職業を轉じて成功したやうに見える人があつても、それは眞に自己に適する職業を見出すに至るまでの道行きであつて、職業を轉ずることは畢竟何事もよくし得ないといふことになる。一つの仕事に當るならば、如何に少くも十年は苦しまなければならぬ。十年どころでなく一生苦しまねばならぬといふ考へを持たせ、此の苦に堪へ得たところで始めて専門家になり得るといふ覺悟を持たせるやうに説く。

設問の取扱ひ方及び實行上の注意

設問(一)に對しては、農工商業共に、それぞ、公共の性質を有してゐることを答へしめ、進んでは、農業には幾分農業に特殊な道德があり、商工業には又幾分商工業に特殊な道德のあることを、問を出しつゝ、答へしめる。

設問(二)に對しては、自己の職業のみを貴しとする場合には、國家社會全體の上に其の職業の權威を高むことの出來ぬやうな實例を挙げしめる。なほ之に附け加へて、職業紹介所といふが如きもの、性質も話すことを要する。

第十課 人を用ふるの道

本課の主眼

人を用ふるには、赤心を披きて之を信任し、一旦之を用ひたる以上は、十分に其の能を盡さしめ、一生涯之を棄てざる情誼あるべきことを説くを目的とする。

教材の取扱ひ方

人を信任する前提として、信任し得る人を用ふることが大切であるから、先づ初めに人を用ふるに當つては、其の才能・學力・品性・經驗等を十分に調べることを

要するとして、人物調査の方法、其の人の戸籍、其の人の知人、其の人の出身學校、或は其の前任地に就きて調べる等の如きを示し、其の調査機關(人事調査所の如き)があるならば之を利用すべきことを注意し、一旦人を用ひたならば、之を信任して、僱者と被僱者との關係は、利益關係、金錢關係だけに止まらず、之を道德的に結ぶ心掛がなければならぬことを説く。

人を用ひて其の能率を擧げしむるには、科學的管理法、他の言葉では能率増進法の大要も説かれたし。科學的管理法は、米國フイラデルフィアのテローラー(Terrill, Frederick W. Taylor, 1852—1915)が立てたもので、其の要旨は、第一、科學的解剖に依りて作業の各要素を測定し、其の最善の取扱ひ方を決定せよ。第二、如何なる低級の作業と雖も、必ず其の作業に適當なる人を選び、彼等を最も優良に作業し得るやう訓練せよ。第三、適當なる監督と獎勵的報酬制とを以て、雇人をして安んじて其の最善を盡し得るやう導け。第四、管理部と雇人の職務とを明かに區別せよ。といふ四原則を基とするので、初めは之を工業に應用したが、今は農業や商業にも及んで來てゐる旨も語る。

設問の取扱ひ方

設問(一)に對して、人を使ふ者は使はるゝ者をいたはり、出来るだけ寛大な心持を失はない心掛けを有すべきことを答へるよう導く。

設問(二)意志の疏通を缺く原因としては、信任しなかつたり、公平でなかつたり或は待遇が當を得なかつたりするやうな事、或は又命令的に部下を苛酷に使ふといふやうな感じを起させること等が原因であるといふことを答へるよう指導する。而して之に併せては、不斷意志の疏通を圖るには如何にしたらよいかといふ方法に就ても答へしめる。

設問(三)に對しては、身を以て率ひることの必要を答へしめ、それには人の上に立つ者は如何なる素養をもつて居るべきかといふことも併せて答へしめる。即ち人を使ふ者は、先づ自分人に使はれて、次第に上に陞つた者であることが最も大切であるといふことを悟らしめるよう導く。

第十一課 ジョン・ワナメーカー

本課の主眼

ジョン・ワナメーカーの傳に依り、實業道德の根本精神を養はしむるを主眼と

して教授する。

教材の取扱ひ方

ワナメーカーの事業を説くに當り、第二卷第四課にて説きたる「三井家の祖先」と比較對照して、説明する。

ワナメーカーは、我が淺深子爵とも親交があつた人で、日米問題に就いて常に憂慮し、日米が協調しなければならぬといふ事に就いて常に盡力して居つた事も附け加へる。

設問の取扱ひ方及び實行上の指導

設問(一)に對しては、ワナメーカーが、商業は商賈人と顧客とは常に平和の關係を有たなければならぬと考へて仕事をした精神を、生徒がよく理解して答ふるよう導く。

設問(二)に對しては、我が國にてワナメーカーの如き大組織の商店を開くことは容易ならぬ事であるけれども、如何に小さき店にあつても、或は工場なり、農場なりにあつても、ワナメーカーの如き仕事の仕方は、たとへ小規模であつても學ばれぬことはないのであるから、小規模の組織にても之を學び得るやうな實際

問題を擧げ、殊に其の地方で商賈上で改めなければならぬといふやうな商習慣商行為などを指摘してそれを改めようとする決心を固めしめる。

設問(三)に對しては、相手になる者の立場を考へよと、ワナメーカーが言つたことを、學校生活に持ち來して競技をした場合に、勝つた者が敗けた者に對する態度、又敗けた者が勝つた者に對する態度に就きて、勝つて誇らず、敗けて恨まないやうな精神を有たせ、相携へて向上せんとする精神を起させ、之を學校生活の全體、又社會生活に於ける全體に廣く適用せんとする精神を養はしむるよう導く。

第十二課 從業者の心得

本課の主眼

本課にては、從業者として其の業務の全體に就き、又其の業務の監督指導に當る上長者に對する務を知らしむるを主眼として教授する。

教材の取扱ひ方

或る事業に従ふ場合には、大なれ小なれ全體の協力に依つて其の事業が擧つてゆくのであるから、自己の爲すところは直ちに全體の上に影響する事を自覺

し、責任感と服従心とを有して最善の努力をなし、而して其の功に誇ることなく、縁の下の力持ちを以て任じて居つても、眞に功績があるものならば、結局はよく認めらるゝものであるといふやうな點を殊に強く説く。

設問の取扱ひ方と實行上の指導

設問(一)に對しては、自身と全體との關係が有機的であることを悟らしむる爲め、自己は、全體の中に在ることを忘るゝなといふ言葉に含めて答へしむるよう導く。

設問(二)に對しては、自身の功に誇り、自身を高く買被るばかりでなく、他からの憎しみを受け、孤立しなければならぬやうになることを答へしむるよう導く。從業者がよく監督者指導者の下に事業の成績を擧げ居る模範的の農場なり工場なり商店なりがあるならば、其の詳細なる事實の説明をなし、或は時を定めて其の如き場所を參觀せしめて、協力一致の精神を實際生活の上から高めしむるよう指導する。

第十三課 從業者同志の心得

本課の主眼

従業者相互の間には、互ひに助け合ひ、憎しみを越えての愛、妬みを越えての謙美をなし得るようにならなければならぬといふことを論ずることを主眼として教授する。

教材の取扱ひ方

従業者同志の心得は、學校を卒業して實業に従事する場合の心得を説くものであるけれども、學校に於ける生活も之に似たものであつて、學校に於ける生活は、實際生活に於ける基礎を築き上げつゝあるものであるから、此の課で説くところは學校生活と離れないように説明する。

設問の取扱ひ方及び實行上の指導

設問(一)に對しては、他と争ひたる時の心持と、他と協調したる時の心持とを比較して、他と争ひて勝ちたる場合には、一時は痛快に感じて、後にはそれが長い間の交際の妨げになるといふ不快な感じを味はねばならぬこと、又自分が敗けた場合には、くやしき感情に驅られて復讐心を起すこと等を答へしめ、他と争ひて勝敗何れに定るとも、要するに争をするやうな場合には、多くは兩方に言分が

あつて、互ひに相譲らなければ終生不快を感じなければならぬといふこと、之と反對に、他と協調したる場合には、よくも自分で我を折つて他と協調したと自分乍らも愉快に感じ、相手の人には又同様に好意を持たせることが出来て、共々に苦しみ抜いた事を語り合ふやうな愉快な心持を比較して、争ふても、其の争は綺麗に片付けて、結局は他と協調するといふやうな精神で働かなければならぬといふことを答ふるよう指導する。

設問(二)に就きては、他より憎まれたり、妬まれたりする場合には、まづしぐらに之と相争ひ、目を以て目を償ひ、齒を以て齒を償ふといふやうに相争ふよりは、自分を一段相手より上の位置に置き、隠忍自重して相手の人が次第に自分が誤つて居つたと悟るやうに仕向けてゆかねばならぬといふことを答へしむるよう導く。

第十四課 同心協力

本課の主眼

本課は會社や組合を組織する上に必要な道德心、即ち同心協力の精神を養

はしむることを主眼として教授する。

教材の取扱ひ方

人間以外の動物にも多少は協同して相救ふ動作を見ることがあるが、大體からは自己中心の競争をなし、強者は弱者の肉を喰ふといふ有様で、大きな社會的の協同動作は出來ないのであるが、人間には同心協力といふ道徳心があつて、國家社會をなして大きな事業を成遂げ、又歴史をも形造つてゆくことが出來るといふことを説き、其の同心協力の道は一致結合するといふことと、各自の利己や横暴を抑ふるにあるといふことを十分に理解せしむるよう説く。

設問の取扱ひ方及び實行上の指導

設問(一)に對しては、同心協力を妨ぐるものは利己的の利益心か或ひは自己の力を誇らむとする名譽心にあることを答へしめて、之を抑ふるよう指導するを要する。

設問(二)に關しては、同心協力を妨ぐる人があつた場合には、之に反抗する態度をとるよりは、寧ろ親切にその如くしては其の人にとりても團體にとりても、結局面白からぬ結果を來すに至ることを悟らしむるよう應對してゆくように

答へしめる。

實業上の團體にして、團員の協力により繁榮せるものと、その反對のものが若し其の地方の實例に就きて舉げ得るなら、之に就き話す。猶かゝる同心協力の實行は、社會に出てからの上ばかりでなく、家庭や學校にありても常に同心協力の精神を以て生活するよう指導する。

第十五課 フーゴースチンネス

本課の主眼

フーゴースチンネスの傳により、産業上、農工、商業などと分れて相争ふよりは寧ろ提携して進まねばならぬといふこと、又實業家は絶へず前途を見て進んでゆかなければならぬといふことを強く印象せしむることを主眼として教授する。

教材の取扱ひ方

本課を教授するには、世界戦によつて獨逸が敗北し、遂に革命までなさなければならぬことになり、政治上、經濟上非常に困難な位置に立つたことを説き、殊に

スチンネスの故郷ルール地方は、一時英佛兩國から占領せられたといふことも併せ説く。

設問の取扱ひ方及び實行上の指導

設問(一)につき、産業の統一とは、農工商業が互ひに相争ふよりは寧ろ提携して發達するようになることを意味することを言はしめ、今日にあつては、農業が段々機械を使ふとか、科學的の肥料を使ふとか、工業化しつゝあること、又工業の原料は、自然物、農産物を段々取り入れつゝあること、之に伴ふて又商業は、農業なり工業なりと益々密接なる關係を持つて行きつゝあることを指摘し、この傾向に對し、その學校所在地の産業は之の傾向と一致してゐるかどうかといふことを答へしむるよう導く。

設問(二)に對してはスチンネスが、自身は相當の資産ある家に生れながら、國家社會の爲めに、進んで回天の事業に當りたる點、又人並み以上に勤勉努力した點に感じたる旨を答ふるよう指導する。之に併せ獨逸人がスチンネスに限らず、總て、徐々に併乍ら確實にといふ格言を守つて、如何なる場合にも決して失望せず、常に奮闘努力してゆく氣象をもつてゐる國民であることも併せて説き、スチ

ンネスはその代表者であることを説くことを要する。

第十六課 公德

本課の主眼

必ずしも自己が屬する團體といはず、博く一般社會に對して守るべき道徳を指示し、實業家も他の社會の人に劣らず、かゝる道徳心をもつべきであることを説くを主眼として教授する。

教材補遺

自己若しくは自己に近きものだけの事を念頭に置き、博く一般社會の事を考へない例としては、一般社會の人が見てゐて不快の感を起すが如き服装や動作をなし、又は其のやうな言葉を使ふが如きことも含む。蓬頭垢面の如きは、固より公德を重んずる者の爲すべき作法ではない。

社會公共の財産の中には、公園、公共の建物、道標、掲示板、或は記念像の如きも含む。

公德を違ひるため企つべき事業は、不正の事に對する公正の輿論を造ること、

貧民を救済すること、家なき兒童を保護すること、無教育の者を教育すること、一般の衛生状態を進むること、健全なる娛樂機關を設けること、無職の者に職業を與ふること、悪行、不節制の行の傳播を防ぐこと、等にして、實業はすべて是等と密接な關係があることを説く。

本課の總括

公德を進めると否とは、一國の文明を識別する一標準と言はるゝことを説き、公德を行はんに、カントが汝の行の準則が何時の代、如何なる人にも、普く則りて以つて普通の準則と爲さるゝが如く行へ」といつた精神を忘れてはならないことを示し、之に一切を總括せしめる。

設問の取扱ひ方及び實行上の指導

設問(一)即ち我が國に公德の發達せざりし理由に就きては、社會公共の觀念が割合に發達せざりしに依ることの例として、我が國人が親戚や知人には丁寧なるも、見ず知らずの人、又見ず知らずの人を含める社會そのものゝ進歩發達に關する考へが明瞭でなかつたこと、又階級觀念が強くて、人々互ひに尊敬し合ふといふやうな道德心が起らなかつたやうなことを答へしむるよう導く。

設問(二)に對しては、公德行はるれば社會は一團となつて其の文化は進み、公德行はれざれば利己心のみ跋扈して社會の秩序が立たず、其の制度、文化二つとも發達することが出来ぬことを答へしむるよう指導し、實際生活に於ては、禮儀作法に無頓着なること、公共の設備に對し之を自己のものゝ如く大切にせざること等に就きて注意を喚起し、進んで其の地方に於ける公共事業を指示して、之に参加し、反對に排斥すべき風習を擧げて、之に染まなればかりでなく、之を撲滅することに志を起さしめる。

本課に關連して、附録作法要項中の「紹介の心得」「通信及び交通に關する心得」を説き示す。

第十七課 失敗、成功を生む

本課の主眼

マーデンの「プッシング」の中「失敗に於ける勝利」(The Victory in Defeat)に依り、失敗に屈せず、益奮闘努力すべきことを論ずるを主眼として教授する。

教材解説

詩人キーツ (John Keats) は一七九五年英國 ロンドンに生れ、千八百二十一年に死んだ。

コロンブス (Christopher Columbus, 1435—1506) の探検は、四回に涉つた。第一回は一四九二年にして、キューバ (Cuba)、ハイチ (Haïti) 諸島を發見し、第二回は、一四九三年にして、西印度諸島を發見し、第三回は、一四九八年にして南米の諸島を發見し、第四回は一五〇二年にしてメキシコ灣に達した。

科學工藝の發達した歴史には悲惨な出來事を伴へる説明としては、十三世紀の英國の科學者ローヂャー・ベーロン (Roger Bacon) 及び獨逸の科學者アルベルツ・マグヌス (Albertus Magnus) は、共に魔法遣として牢に入れられ、又十六世紀に於て、獨逸伊太利に於て地動説を唱へたるものは、宗教上に説く地球中心説と反する故を以て迫害せられ、殊に伊太利のジョルダノ・ブルノー (Giordano Bruno) の如きは羅馬市上にて火刑に處せられたこと等を語る。

設問の取扱ひ方及び實行上の指導

設問(一)に對しては、事業其の物に興味を持ち、努力を傾倒し、事業と自身を全く一つのものとするやうな心持が事業家に存するのであるが、其の心持をよく解

釋するよう指導し、事業を樂しむ精神を起させる。

設問(二)に就きては、其の地方にありて失敗の後成功したる人を挙げしめ、其の成功の原因を明かにし、其の精神に倣はしむるよう指導する。

第十八課 スエズ運河の開鑿者

本課の主眼

公益を廣めし人の例として、スエズ運河の開鑿者レセツプスの傳を話し、其の精神に感奮せしむるを目的として教授する。

教材解説

本課の挿繪は、ポルトサイドの運河入口に建てられた氏の銅像を寫真に撮つたものを複寫したものである。

スエズ運河の長さは約四十一里ある。

パナマ運河は、レセツプスの計畫の失敗した後、ルーズベルトに依りて完成せられたものである。

氏は屢々の大計畫を試みたので、人から山師と嘲られたこともあつたが、其

の眞精神は公益を廣むるにあつたことは、後に次第に認めらるゝに至つた。
設問の取扱ひ方及び實行上の指導

設問(一)に就きては、スエズ運河が開鑿されなかつた時には、歐洲から印度にゆく航路は、南亞を廻らなければならなかつたので、多くの日子を要したが、運河が出来てからはそれが半減せらるゝやうになり、交通上殊に通商上非常な便利を得ることになり、それが纏ては國際關係を親密にして、人文の發達を促すことになつた旨を問答によつて明かにならしむる。

設問(二)に對しては、レセツプスが此の事業を計畫した場合には、山師など嘲られもしたが、氏が精神は世界の通商と平和とを促進せんとするにあつたことを明かにし、凡て大事業を行ふほどの人は、何等か道德上の美點を有し、自身確乎たる信念を有するものであつて、それがあつて事業は始めて成功するのであるから、事業をなす根本にはその如き道德心を有するよう修養しなければならぬことを問答によつて明かならしむる。

第十九課 實業と道德

本課の主眼

實業と道德とはいづれも離るべからざる關係があることを知らしめ、實業經營の根本には道德的精神が潜んで居らなければならぬことを悟らしむるを主眼として教授する。

教材の取扱ひ方

本課は、卷の三の第十七課に説いた「成功と道德」と關連し、實業の行はるゝ所即ち道德なかるべからざることを説けるもので、此の關係を指摘する。又本課は卷の四第八課「實業と法規」とも關連して居つて、「實業と法規」との題に於ては實業と法律との關係を説いたに對し、「實業と道德」との題では、實業言ひ換ゆれば經濟と道德との關係を説くことになるので、此の關係も注意して教へる。

本課の總括

本課の總括として、實業が道德に對する關係、道德が實業に關する關係の兩方面から此の兩者の關係を見て、結局兩者は一致しなければならぬことを説き、西洋にありては、此の兩者の關係をよく認めて、道德的生活をなすには經濟生活が確立しなければならぬといふことは當然なことゝ見、道德の研究をなす者は

同時に經濟學の研究をなすといふやうになつてゐるが、我が國ではまだ此の兩者の關係が十分明かに認められてゐない傾向が存して居る。之は封建時代に於て實業を賤しみ、金錢に關することを賤しめたやうな歴史的關係から來て居るが、今日はいかゝる考は一掃しなければならぬことを併せ説くを要する。

設問の取扱ひ方及び實行上の指導

設問(一)に就いては、「働かざる者は食ふべからず」との諺は、人は如何なる身分の者であつても、勤勞せなければならぬといふ意味が普通の解釋であるが、併しこの「働かざる者」といふのを、富や位置を有して口先で人を使ふ者を指すとし、之に對し「働く者」といふのは手足を勞して勞働する筋肉勞働者を意味するとして、前者を排斥するやうな意味にとつて、勞働運動を起すやうなものもあるが、この區別はそのやうに明かに立て得るものではない、手足を勞せぬといつても、頭腦を勞すればやはり勞働であり、而して勞働といふ以上、手足とか頭腦といふやうに明瞭に區別がつけらるゝものではない。それであるから此の言葉は、「總て人は、働かなければ生活するだけの資格はない、無職にして無爲の生活を送るのはよくない」、又「働く者の中で頭腦の勞働を貴んで筋肉の勞働を賤しむのもよくない、

總て人は其の長ずる所に従つて生活すべく、而して其の生活の爲めに勞働するのは神聖なものである」といふやうな意味に解釋するように指導する。

設問(二)に對しては、生産に對しては、粗製濫造に陥らず、正確な品を造ること、生産するに就いて絶へず研究をなすこと、又其の生産は機械を使つて機械的に生産するにしても、全力を傾倒して個性の印刻をなすといふ位の精神にて働くこと、及び其の生産せるものが社會的に如何なる効用をなすかを理解し、社會奉仕の精神にて之に従事すること、分配に對しては、不正なる品もしくは粗製の品を賣捌かざるやうにすること、利益を出来るだけ薄くして、薄利多賣の方針を採るべきこと、及び其の分配は生産と同じく、社會奉仕の一事業であるといふことを認めて之に従事すること、消費に就いては、生産されたものを浪費せざること、生産者分配者の勞力を思遣り、感謝の念を以て之を使用すること、及び奢侈に流れず、浪費をなさぬことの如き答へをなすよう指導する。

第二十課 責任を重むざる精神

本課の主眼

本課は、人の世に立つ場合には、常に其の位置に相應する本分があり、責任があるものであるから、此の責任感を有して働くことが必要であることを悟らしむるのを主眼として教授する。

教材解説

ネルソン (Horatio Nelson, 1758—1805) が、英國の海軍提督としてトラファルガーの海戦に臨んだのは、千八百五年十月二十一日であつて、ナポレオン一世が英國を苦しめんとし、佛蘭西及び西班牙の艦隊を合し、敦倫を衝かんとしたので、ネルソンは、之を邀へ撃つたのであつた。此の時ネルソンが掲げた信號は、"England expects every man to do his duty." と云ふことであつて、日露戦争の折、日本海の海戦に於て東郷大將が掲げられた、皇國の興廢此の一戦にあり、各員一層奮勵努力せよと相對して海戦史上の美談とすべきものである。ネルソンは此の時全勝を得たが、自らは傷つきて三時間の後に歿した。"Thank God, I have done my duty." とは、氏の最後の時の言葉であつた。此の戦に佛蘭西の提督ビルヌーヴ (Villeneuve) は自殺した。

教材の取扱ひ方

本課を説くに當りては、世が進むに従つて、責任をなるべく多くの人に分擔せしめ、共存共榮の精神にて働かしむるやうになるものであつて、立憲政治の如きも、又全國民に責任を分擔せしむるといふ精神から起つて來てゐるものであるから、今日のあらゆる事業に於ては、みな其の責任を明にするやうにせなければならぬことを説き示すことを要する。

設問の取扱ひ方及び實行上の指導

設問(一)に就いては、責任を重むる人と重むざる人、責任感の強い團體と弱い團體、又此の責任感の強い國民と弱い國民とを比較し、その結果如何を言はしむるを要する。

設問(二)に就いては、責任を重んずるやうにするには、其の仕事の組織の上に、それ〴〵其の擔任すべき事項の範圍を定めて、之に對して責任を以て從事するやうに組織立て、而して其の組織の首腦に立つ人は、其の事業のあらゆる關係者に、其の經營の方針と、事業分擔の範圍とを示して、協力一致して成果を擧ぐるやうに指導せなければならぬ。之に對し、其の事業に従事する人々は、其の本分として爲さなければならぬ全責任を負ふて働かなければならぬことを問答によ

りて明かにし、之に併せ、かゝる責任感なき場合には、義務を十分に果さず、責任の譲り合ひを爲して、事功一向に擧らず、結局失敗に終ることを、農工商それ／＼の事業につき、其の地方に於ける適例を引きて之を説き、學校に在る間から、自己の爲すべきことは最善の努力を以て爲すといふ習慣を附けしむるを要する。

實業修身教科書教授備考書 卷四終

實業修身教科書教授備考書 卷五

りて明かにし、之に併せ、かゝる責任感なき場合には、義務を十分に果さず、責任の譲り合ひを爲して、事功一向に擧らず、結局失敗に終ることを、農工商それらの事業につき、其の地方に於ける適例を引きて之を説き、學校に在る間から、自己の爲すべきことは最善の努力を以て爲すといふ習慣を附けしむるを要する。

實業修身教科書教授備考書 卷四終

實業修身教科書教授備考書 卷五

目次

第一課	我が國の道德……………三七	第十四課	共存共榮……………六四
第二課	國力の充實……………四〇	第十五課	鋼鐵王カーネギー……………六六
第三課	産業立國……………四二	第十六課	富豪の義務カーネギー「富の福音」……………六七
第四課	實業家の位置……………四三	第十七課	處世の要旨……………六九
第五課	得能良介……………四四	第十八課	正心誠意……………七一
第六課	列國通商……………四七	第十九課	理想と實際……………七二
第七課	外國交際……………五〇	第二十課	地方の中堅……………七四
第八課	海外雄飛……………五二		
第九課	セシル・ローズ……………五五		
第十課	實業と文化……………五六		
第十一課	同業者間の本務……………五九		
第十二課	組合員間の本務……………六一		
第十三課	他業者に對する心得……………六三		

目次終

實業修身教科書教授備考書 卷五

第一課 我が國の道德

本課の主眼

本課は、我が建國の昔から發達して來た國民道德を基とし、之に公民道德及び實業道德を結びつけて世に立つて行くことが、實業家としての最も大切な資格であることを示すを目的として教授する。

教材解説

漢學傳來

應神天皇は百濟より來れる阿直岐の能く經典を讀むを見て皇子菟道稚郎子の師とし給うた。天皇阿直岐に問ひ給はく、汝が國に汝に勝れる博士ありやと對へて曰く、王仁といふ者あり一國の秀才なりと、天皇即ち使を以て王仁を徵し給ふ。王仁來る時、論語十卷及び千字文一卷を献ず。これ我が國に漢學の入れる初めである。此の年は實に天皇の十六年即ち紀元九百四十五

第一課 我が國の道德

目次

第一課	我が國の道德……………	三七	第十四課	共存共榮……………	六四
第二課	國力の充實……………	四〇	第十五課	鋼鐵王カーネギー……………	六六
第三課	産業立國……………	四一	第十六課	富豪の義務カーネギー「富の福音」……………	六七
第四課	實業家の位置……………	四三	第十七課	處世の要旨……………	六九
第五課	得能良介……………	四六	第十八課	正心誠意……………	七一
第六課	列國通商……………	四七	第十九課	理想と實際……………	七二
第七課	外國交際……………	五〇	第二十課	地方の中堅……………	七四
第八課	海外雄飛……………	五一			
第九課	セシル・ローズ……………	五二			
第十課	實業と文化……………	五五			
第十一課	同業者間の本務……………	五九			
第十二課	組合員間の本務……………	六一			
第十三課	他業者に對する心得……………	六二			

目次終

實業修身教科書教授備考書 卷五

第一課 我が國の道德

本課の主眼

本課は、我が建國の昔から發達して來た國民道德を基とし、之に公民道德及び實業道德を結びつけて世に立つて行くことが、實業家としての最も大切な資格であることを示すを目的として教授する。

教材解説

漢學傳來

應神天皇は百濟より來れる阿直岐の能く經典を讀むを見て皇子菟道稚郎子の師とし給うた。天皇阿直岐に問ひ給はく、汝が國に汝に勝れる博士ありやと對へて曰く、王仁といふ者あり一國の秀才なりと、天皇即ち使を以て王仁を徵し給ふ。王仁來る時、論語十卷及び千字文一卷を献ず。これ我が國に漢學の入れる初めてである。此の年は實に天皇の十六年即ち紀元九百四十五

年の事であつた。

佛教傳來

佛教は、欽明天皇十三年紀元千二百十二年、百濟より來つた。即ち百濟王聖明使(怒利斯致等)を以て釋迦佛の金銅像一軀、幡蓋若干、經論若干卷を獻じ、別表に其の傳來、禮拜、功德を讚した。天皇禮すべきや否やを群臣に議せしめらる。蘇我大臣稻目は之を奉ずべしといひ、物部大連尾與、中臣連鎌子は排すべしとなして議合はず。依りて天皇佛像を稻目に附して拜せしめ給うた。稻目拜して向原の家を淨捨して寺とし安置した。

歐洲の立憲政體

歐洲に於ける立憲政體は、英佛が其の先驅をなしたもので、英國にありては千二百六十五年にマグナ、カルタ即ち大憲章を發布したのが其のもとになつてゐる。佛蘭西では、千三百二年貴族僧侶平民の三部から代表者を擧げて國政を議せしめたのが其の起りであつて、歐洲の立憲政治は六百年の昔から發達し來つたものであることを説いて、此の政體を運用するには、よほどの修練が要ることを説く。

設問の取扱ひ方及び實行上の指導

設問(一)に就きては、建國の昔から發達した國民道德が、儒教及び佛教を取入れて發達して來た事に就いて問答し、國民道德は、教育に關する勅語に仰せられる通り、古今に通じて謬らず、中外に施して悖らぬものであることを悟らしめ、之を我が國民として立つ基本の信念とならしむるよう指導する。

設問(二)に就きては、實業家として立つには、澁澤子爵がよく言つて居らるゝやうに、士魂商才を具へなければならぬのであつて、士魂商才といふのは、第四課に説く如く、丁度歐羅巴の實業家が、歐洲中世の武士道を取入れた如く、我が國に發達した武士道の精神を以て、商業なり、工業なり、農業なりの才能を働かせてゆかなくてはならぬといふ意味を、問答に依つて明かに會得せしめる。

設問(三)に就きては、公民道德は立憲國民として立つ上の道德といふ意味に解し、自治獨立の精神を有し、己が執る職業によつて一身一家を立つると共に、國家公共の爲めに盡し、就中自治體を愛護する精神を有して働くことであるといふ意味を問答によりて明かにし、其の如き道德を強むる覺悟を以て、毎日の家庭や學校の生活にも當らしむるよう指導する。

第二課 國力の充實

本課の主眼

本課は、我が國が世界の五大強國若しくは三大強國の一となつて來たが、顧みて國力の充實如何を考察すれば、遺憾ながら國力の充實しないものがあつて、我が國家の使命を遂行することが十分出來ないといふやうな状態にあるから、一層奮勵努力しなければならぬといふ精神を強めしめ、同時に、しかするには經濟の基礎を確實にすることが最も大切であるといふ意味を悟らしめるを目的として教授する。

設問の取扱ひ方及び實行上の指導

設問(一)に就きては、我が國家の使命としては、東洋に於ける完全無缺な立憲君主國を作り上げること、東洋に特殊な文化を發達せしめて、進んでは東西文化の融合を圖るべきことに就いて、十分會得するやうに指導する。殊に世界戦後、世界中の國々の状態が變つて、秩序が紊れかゝつてゐる際に、東洋にありては日本西洋にありては英國が秩序整然として立つて居つて、世界全體の秩序を保つ中

心にならなければならぬといふやうな、そんな位置にあることを自覺せしめる。設問(二)に就きては、國力の充實とは、政治上、文化上の發達を意味するだけでなく、寧ろ其の基礎となる生産や通商が發達しなければならぬのであつて、我が國家の使命を果すには、産業の發達を圖ることが急務であるといふことを知らせて、實業家として立つ覺悟を十分に固めしめる。

第三課 産業立國

本課の主眼

産業が振興することは、我が國にとつて最も大切なことであつて、産業立國といふ叫び聲が高まつて居るが、其の實現を如何にすべきかといふことを理解せしめて、産業の發展に全力を注ぐべき精神を強めしむることを目的として教授する。

教材補遺

世界各國の經濟上の競争に就いて、我が國の經濟力は、なほ未だ充實してゐないといふ例に就いては、米國のパンカースト社の調査に據る次の如き材

料がある。日本の富は歐洲大戰前に二百三十三億七千萬圓で、一人當り四百四十一圓であつたところ、戦後増加して、三百億九千萬圓、一人當り五百三十七圓といふことになつた。之が日本の比較ならば増加であるが、他の國に比較すれば甚だ貧弱である。歐羅巴に於て最も貧乏であるといふ露西亞に較べると、露西亞の一人當りの富は六百三十八圓であつて、政治上經濟上混亂状態にある露西亞にも及ばないのである。其の上に一昨年の大震災により、約五十億圓の富を減じたから、更らに一人當りの富は減少し居るわけである。次に國民の所得は、戦前三十二億一千萬圓で、一人當り六十圓であつたが、戦後は、四十一億一千萬圓、一人當り七十一圓となつた。これも歐洲一の貧乏國である露西亞の一人當り八十五圓に比較すれば、なほ十圓餘り少いわけである。それから又貿易額は、六十年間に日本は百數十倍に増加してゐるが、然しこれも人口一人當りにすれば六十一圓位にしか當らない。これは和蘭の九百圓、白耳義の六百七十圓といふ數字に比較すると到底及びもつかぬが、之を露西亞に比較して、なほ其の半分もない。即ち露西亞は百三十圓である。又伊太利にも及ばない。大體セルビヤブルガリヤ等バルカン半島の小さな國々と匹敵する數字である。國際知識第

五卷第十一號、大正十四年十一月一日發行、國民經濟の國際化より引用

設問の取扱ひ方及び實行上の指導

設問(一)に對しては、我等國民が、今よりも働くことを喜び、他に依頼せず自分を頼むようになり、同時に他と協力して組織的に農、工、商業を営むようになること、又自分で生産なり企業なりの上に新たな工夫を凝すようになること等を答へるよう指導する。

設問(二)に於ては、我が國の經濟力と歐米諸國の經濟力とに就いて、米國パンカーストラスト社の調査の外、輸出輸入の貿易額比較の如きものをなさしめる。

設問(三)に就きては、東洋の經濟界に於ける我が國の位置は、政治上、文化上に於けると等しく、東洋の生産通商の指導者に立つべき位置にあることを理解せしめ、進んでは、今日の世界經濟は、全く持ち倚りの状態になつて居つて、世界全體の生産通商が振興すれば自國のも榮え、それが減退すれば自國のも減退すといふやうな關係にあることを理解せしめる。

第四課 實業家の位置

本課の主眼

嘗ては士農工商として、士人の下に取扱はれた實業家が、今や正に國家社會の中堅となつた時に際して、武士が武士道の精神を尊んだ如く、實業家は昔の武士道的精神を取つて、高まり來つた己が位置を保持することは、其の最も大切な義務であることを知らしめ、實業家の社會上に於ける自覺を喚起するを目的として教授する。

教材の解説

歐洲の實業家が自由市を起した例としては、獨逸のハンブルグ(Hamburg)リュールベック(Lübeck)ブレーメン(Bremen)等を挙げ、都市の同盟としては伊太利に於けるロンバルド同盟、獨逸に於けるハンザ同盟の如きを挙げる。

歐洲に於て武士が守つた武士道の主要なる項目を挙げれば次の如きものがある。

第一、神を恐れ、神を敬し、教會を保護し、萬一基督教徒たる面目を汚すことあらば、寧ろ死して之を謝すべし。

第二、己が仕ふる君主及び祖國に對して、忠實に且勇敢に戦ふべし。

第三、婦人の權利を保護し、寡婦孤兒及び若き婦人の友たるべし。

第四、報酬利益の爲に動かされず、一に名譽と道德との爲に働くべし。

第五、公共の安寧と利益との爲には身を惜しまざるべし。

第六、我が忠實の心を世界に現はし、又同じ仲間には現はすべし。

第七、我が仲間を敬愛するは勿論、路傍の人をも敬愛すべし。

第八、若し己が仕ふる奥方(主君の夫人)のため危難を冒すべき事あらば死だも辭せざるべし。

設問の取扱ひ方及び實行上の指導

設問(一)に就いては、東洋西洋に拘らず、昔は軍國組織であつて、武力の競争をして居つたものが、次第に産業を中心とするやうに進んだこと、殊に我が國では徳川幕府までは全くの軍國組織であつた状態から、進んで今日の國際間の經濟戦に進んで行つた事實を述べて、今日の世に處する實業家の責任感を強める。

設問(二)に就いては、理想の實業家は如何なる資格の人であるべきかを言はしめて、其の如き實業家になる奮勵心を起さしめる。

第五課 得能良介

本課の主眼

得能良介が金融及び印刷工業に盡したる精神を明かにし、之に倣はしむる目的を以て教授する。

教材解説

文化八年は皇紀二千四百八十五年に當る。

設問の取扱ひ方及び實行上の指導

設問(一)に就きては、得能良介の傳を讀みて、其の精神を如何に理解したかを答へしめて、よく之を明かし、之に倣はんとする志を起さしめる。

設問(二)に就きては、西洋人で出來て、日本人に出來ぬとされてゐることは、今殆んどなくなつて來たけれども、併し大體から言ふと、創造するよりは模倣することが多く、又我が國で出來ることにして、其の組織經營の上に何かの欠陥があつて、經費がかゝり、従つて生産品の價格が高くなるといふやうな欠點のあることなどを問答によつて明かならしむる。

第五課 列國通商

本課の主眼

交通機關益發達して、今や世界は恰も一家の如き關係となつた結果、有無相通する爲の通商貿易は、國家に取つては重大なる事業となつて來、之に干與する實業家の任務も亦従つて重大となつたのは、いふまでもないことであるから、其の守るべき道德が直ちに國家の利益と名譽とに係ることを思つて、徳義の重んずべきことを知らしむるを目的として教授する。

教材解説

我が國と通商條約を結べる主なる國名

- 英吉利 佛蘭西 獨逸 白耳義 伊太利 瑞西 奧地利 匈牙利 和蘭 瑞典 諾威 露西亞 西班牙 丁抹 土耳其 北米合衆國 墨西哥 祕露 智利 中華民國 暹羅

我が國の主なる輸出品目及び其の金額 (大正十三年度)

- 水産物(二四、九八九、〇〇〇) 製茶(一、二、七七七、〇〇〇) 精糖(二九、〇六二、〇〇〇)

屑絲及真綿(二〇、八五二、〇〇〇) 石炭(二二、四〇三、〇〇〇) 生絲(六八五、三五八、〇〇〇) 綿織絲(一〇九、五三一、〇〇〇) 絹織物(一二五、八四五、〇〇〇) 綿織物(三二六、七五八、〇〇〇) メリヤス製品(二二、〇一九、〇〇〇) 陶磁器(二五、四三九、〇〇〇)

我が國の主なる輸入品目及び其の金額 (大正十三年度)

米及び穀(七〇、八〇九、〇〇〇) 小麥(七三、六八三、〇〇〇) 豆類(六〇、八一二、〇〇〇) 砂糖(六三、八四七、〇〇〇) 生ゴム(二三、三八〇、〇〇〇) 硫酸アンモニウム(二六、五四五、〇〇〇) 油類(一〇三、六七八、〇〇〇) 棉花(六〇五、二七一、〇〇〇) 苧麻類(二六、六七四、〇〇〇) 羊毛(八八、〇四〇、〇〇〇) 石炭(二八、九九三、〇〇〇) 木材(一二九、〇六〇、〇〇〇) 毛織物原料品(六三、四九五、〇〇〇) 鐵(一九八、〇六四、〇〇〇) 毛織物(六一、八三二、〇〇〇) 紙類(二六、〇二〇、〇〇〇) 機械及び部分品(一二六、七四三、〇〇〇)

教材の取扱ひ方

我が國と通商條約を結べる諸外國の名を挙げ、又我が國の主要なる商船會社、其の航路に就き、地理科と關聯して之を示し、猶又、主要なる貿易品、其の輸出輸入

の額を挙げ、殊に今回の世界大戰に依り我が國の貿易が伸張した状態及び其の今後に受くべき打撃の豫想等をも説明する。

設問の取扱ひ方及び實行上の指導

設問(一)に就きては、列國通商は、有無相通じ合ふといふ利益の交換よりも、今少し深き意義を有することは、利益を目的とするよりは互ひに足らざる所を補はむとする協同の精神、又國は違ひ人種は異つてゐても、人として相交らむとする博愛の精神、或ひは相互の文化を理解し合ひて、共に進まんとする修養の精神が其の根底に潜んでゐるといふやうな答をなすやうに指導する。

設問(二)に就きては、生徒が若し適當な例を知つて居ればそれを話させ、知つて居なかつたならば我が國の茶を米國に輸出した場合、茶葉の葉を混じたものがあつたことが分つて、一時非常に茶の輸出を減じたやうな例を話し、此の如き事を無くするが爲めには、各自の實業道德を高むると共に、生産品の検査を嚴重にし、其の廉價を高むる道を講ずるやうにせねばならぬといふことを説き聽かせる。

第七課 外國交際

本課の主眼

外國人と交際するには、博愛と正義とを旨とすべく、偏狹なる差別を附し、又は不正不信の言動をなして之を待遇するが如きは、人道に反するばかりでなく、國威をも傷つくる所以である。これを知らしめ、國民的品格を保つと共に、禮儀を以て外人に交るべきを知らしむるを目的として教授する。

教材の取扱ひ方

世界各國は、國際公法及び國際私法に依りて他國に對して守るべき道若しくは協同すべき道を規定して居る。殊に大正八年締結された國際聯盟の規約の如きは、從來の國際法に比して一步を進めたものであるから、之に就いては稍詳細に説述する。

註

世界の宗教道德中、佛教が慈悲を、基督教が愛を、儒教が仁を説いてゐるのは、人類の本性に基きて立てた説とも見ることが出来る。又自愛と他愛とが終には一致しなければならぬことに就いても、種々な例に依りて附加説明すること

とを要する。

設問の取扱ひ方及び實行上の指導

設問(一)に就きては、人類愛は、國民若しくは人種の區別を越えて、人として相親せよと見る性情あることを認めて答へるよう指導する。

設問(二)に就きては、人類愛といつても、其の間に遠近親疎の別はあるものであつて、自分と同じ國民や同じ民族を棄て、相親せよとなければならぬとするやうな世界主義を必ずしも意味するものではなく、遠近親疎の別を認めながら、又國家を認めながら、而も國際的に協調し得べきことを主として意味するのであつて、其の如き人類愛ならば、必ずしも愛國心と衝突するとは限らない。寧ろ兩立するものと見るように此の問題を解決する如く指導する。

設問(三)に對しては、外國語を學ぶべき必要は相互の交際とか、通商とかいふ實際上の目的の外に、其の國の文化を理解し、其の國の人と親しまんとする教化上の目的もあるべきことを説き、外國語を學ぶことによつて、其の國を理解することが出来、愛することが出来、更らに廣く世界の氣勢に通ずることが出来るといふやうに答へるよう指導する。

設問(四)に對しては、外國人と協同して仕事をなす場合には、國民や人種の種ひなどは超越して、全く其の仕事に對する連帶責任感によつて協同してゆく心得が必要であることを理解するやう指導する。

第八課 海外雄飛

本課の主題

經濟的基礎は國家の存立と發展との根柢であつて、今日の如く經濟的競争の時代に入つてゐる上は、國力の發展を期せんとするには、富力の増進の爲めに活動しなければならぬことを知らしめ、我が國の地理的關係の上から見て、又増加して行く人の關係の上から見て、海外貿易と海外移住とを盛んにする事の必要なる所以を知らしむるを目的として教授する。

教材補遺

本課を説く場合には、領事の仕事の説明し、我が國にて設けたる領事館の所在地の主なるものを話すことを要する。

海外移民の數に就いて説明することも必要である。

海外移民の數(大正十二年度)	
北米合衆國	二、六一七
ハワイ	二、一一二
ロシア	一、四五〇
ブラジル	七九六
カナダ	六四八
ヒリッピン	四四九
ペルー	三三三
蘭領東印度	八一
メキシコ	六八
アルゼンチン	六六
マレイ半島	五七
オーストラリア	五四
英領印度	二三
英領印度支那	一七

香港

一五

英領ボルネオ

一三

その他

二六

總數

八、八二五

設問の取扱ひ方及び實行上の指導

設問(一)に就きては、徳川時代に於ける鎖國の時は、西洋には勿論、東洋諸國との間にすら、交際通商の道が開かれてゐなかつたのが、今日は殆んど世界中に亘り、自由に交際が出来、通商を營むることが出来るやうになつたことを比較して、國內だけでなく、國外にあつても、各種の研究をなし、通商を營むことも出来、又國內にあつて仕事をなすものも、何等かの關係で、殆んど世界中の關係を有してゐるやうになつたことを理解せしむるやうに指導する。

設問(二)に對しては、我が國と最も關係の深い國には政治上、學問上、或ひは經濟上の立場から、其の關係の深い淺いが幾分つゞ違つてゐるが、殊に通商上の關係の近い國々を舉げて答へしめる。

設問(三)に對しては、海外に移住するものゝ心得としては、不斷から其の赴かん

とする地方の自然的、社會的の事情をよく調べて置くこと、其の地方の言葉に通ずべきこと、其の風土に堪へ、十分活動し得る體力を養ふべきこと、又其の土地の人と十分協調してゆく博識精神を養ひ、所謂移民根性を取去るやう心掛くる、如く指導する。

第九課 セシル・ローツ

本課の主眼

セシル・ローツの奮闘的生涯の傳記に依つて、大いに奮闘すれば必ず偉大な事業を爲し得るものであることを知り、各自其の能に應じて大望を抱くべきを説き、殊に其の目的の高潔なる點、蓄積せる富の用法の宜しきを得たやうな點は、何人も之を學ぶべきであることを知らしむるを目的として教授する。

教材の取扱ひ方

本課の教授には地圖を使用する事が便利である。

設問の取扱ひ方及び實行上の指導

設問(一)に就きては、セシル、ローヅの傳に就いて如何なる點に感じたかを言はしめ、其の規模の雄大なりしこと、其の目的を達するに熱烈なりしこと、又愛國心公共心を有して居つたこと、自己修養を努めたこと等を答へしめる。

設問(二)に就きては、英國が今日其の領地には太陽の没することがないと言はるゝやうになつた原因に就き、英國國民は自己の力を頼んで、何等か新しき運命を開拓せんとする氣象を多分に有つてゐること、水を恐れず海上を殆んど陸地同様考へてゐること等を答へ、此の英國と國柄が島國としてよく似て居る我が國民は、やはり英國國民の如き雄大な志と堅實なる意志の力を有せねばならぬといふことを答へしむるよう指導する。

第十課 實業と文化

本課の主眼

實業は世の進むと共に次第に重く見られて來、實業家は國家興亡の鍵を握つてゐるものであるとさへ考へられるに至つたことを知らしめ、かゝる重大な任務を負つてゐる實業家は、單に物質的富強をのみ目的とせず、世界文化の促進を

を念として之に従事することが其の義務である所以を知らしむるを目的として教授する。

教材の解説

デヴィッド・リヴィングストン(一八一三—一八七三年)

氏は英國スコットランドの貧しい家の次男として生れ、十歳の時學校を止めて水車屋に雇はれたが、二十三歳の時、刻苦して大學に入り、醫學等を修め、後ロンドンに出て、宗教傳道の會社に雇はれた。氏は支那に渡る事を希望したが、亞非利加に送らるゝ事となり、一八四〇年英國を發し、翌年亞非利加に着いた。翌年より二年に亘り、各部落を探檢したが、其の結果、單に宗教を擴むるだけでは眞に蠻人を幸福にすることは出来ぬと感じ、蠻人の生活の實狀を知り、之に指導を與へようと決心し、生活の改造の基礎としては土地の状態を知る必要があると考へ、それから白人の足跡を印しない亞非利加内地に數回の大探檢旅行を試み、一身を顧みずして其の地理を研究し、大なる發見をなした。氏の探檢せる地域は、全土の三分の一に及び、土人や猛獸に苦しめられた事が殆んど數へ切れぬほどであつた。氏の左手は獅子に噛まれて大なる負傷をしたことさ

へあつた。三十年間に亘れる氏の探検は、亞非利加開發の上に異常の功績を残した。

設問の取扱ひ方及び實行上の指導

設問(一)に就きては、實業を筋肉を働かす事業の如く見ることは非常な淺薄な見方であつて、之には深い精神的の修養を有し、世界の趨勢、人心の趨向などを洞察する力、又社會狀態の變化に應じて其の事業を經營する敏活な精神の力を有すべきことを答へるよう指導する。

設問(二)に就きては、實業家は實業に關する學問は固よりのこと、社會に關する研究、或ひは世界大勢の變化を理解する力を有して居るでなくば、十分に其の事業を經營することが出來ないといふことを答へしむるよう指導する。

設問(三)に就きては、實業も社會一般の趨勢と離れない關係をもつて居るものであつて、實業が社會一般の趨勢に影響する點もあれば、又社會一般の趨勢が實業に影響する點もあるから、此の兩方面に就いて答へるよう指導する。

第十一課 同業者間の本務

本課の主眼

同業者の間には、信義を重んじ、同業者間の名譽を毀損せざることを反對に、之を尊重すべきことを説き、競争をするにしても、卑劣な競争をなすべからざることとを論ずるを主眼として教授する。

教材の取扱ひ方

本課を説く場合に、競争と協同とは相反するものでなく、公明正大にして度量大きく且つ進歩的な人には、此の二者は常に相伴ふものなることを知らしめ、農工商の如何なる業務に従事するにも、一面には實力の競争をなし、他面には相融和し、相扶助し合ふ時は、自身も榮え全體の事業も盛大なることを、例へば地方に宿屋業を營む若干の家があつて、各家嫉視反目を爲さず、却つて及ぶ限りそれを設備を完全にして快く旅客を待遇すると共に、互に聯合して其の土地に旅客を引かんが爲めに運動場を作り、娛樂機關を設け、或ひは協同して交通の便を計り、案内者を定め置くなどのことをするならば、自己も全體も名譽を高め、利益を享くるが如き例を擧げて、之を説くを要する。

設問の取扱ひ方及び實行上の指導

設問(一)に對しては、競争は正々堂々として實力の競争をなすべく、決して他を中傷したり嫉視したりすることをすべきでない、信義ある者は常に實力に頼り、自己及び他人の名譽を尊重して行動せんとするものであるが、實力なき不正な者は、徒らに他を嫉視して自己の無能を棚に上げ、果ては中傷譏誣して他人の名譽を害し、私利を逞うするものである、世に往々其の如き例を見るのであるが、同業者の間には、商賣敵とて、かゝることが特に起り易いのであるから、これを誠むるよう指導する。

設問(二)に對しては、同業者互に排斥し合ふ結果は、結局共倒れにならなければならぬ、卑劣なる競争をすれば、一般社會の人々は雙方に對して愛想をつかし、それ以外の者と取引をするやうになることを、實際其の地方に適切なる例があれば、それを挙げしめて、その如き不心得のないやうに指導する。

設問(三)に對しては、同業者互ひに信義を重んずれば、相互の間に信用が出来て、自他互に繁昌してゆくことが出来るので、それで始めて實業が發達することをよく理解せしむる。

第十二課 組合員間の本務

本課の主眼

産業組合・同業組合・購買組合の如き組織を實業家が協同して成立しむる時は、個人經營にては不可能なることも成就することが出来、又組合員相互の間に互に利益を得るのであるから、従つて組合を組織したる場合には、それらの本務を盡さなければならぬことを理解し實行せしむることを目的として教授する。

教材の取扱ひ方

本課を教授する際には、學校の性質により、農業學校にては農業に関する組合、工業學校にては工業に関する組合、商業學校にては商業に関する組合を例に舉げて説明するを要する。

設問の取扱ひ方及び實行上の指導

設問(一)に對しては、組合は協同の利益を享けんとする目的から出づるものであつて、公共の性質を帯びて居るものであることを問答によりて明かならしむる。

設問(二)に對しては、組合の目的から言つても、組合員は其の組合の信用と名譽とを重んぜなければならぬ本務が生ずるので、これを裏切るべからざる理由となるべく實際の實業界に徴して例を引き、十分よく理解せしむる。

設問(三)に對しては、組合がよく發達すれば、國家社會の進歩を來す所以になるのであるから、此の意味から言つても、組合の規約をよく守らなければならぬことをよく理解せしむる。

第十三課 他業者に對する心得

本課の主眼

社會は一つの有機體の如く、各職業各團體間、相互に理解と同情とを有つて相聯結し、社會一般の利益と進歩とを計らねばならぬことを知らしむるを目的として教授する。

教材の取扱ひ方

本課を説くには、卷三第十八課「實業家の位置及び卷四第十五課「フーゴースチンネス」の産業の統一と關し、社會が進歩するにつれて、分化分業が益々複雑になつ

て行くのは當然の勢であつて、分業と合同との調和を失つた社會は結局不健全なる社會といはなければならぬ。されば人々は、自己の業務に専門的の知識を積むと共に、又常に廣く一般的教養を怠らず、如何なる方面にも同情と理解とを有する修養を努むべき旨附説する。

本課の總括

本課を講じたつたら、(一)社會の進歩と分業との關係、(二)他業者を顧みるのと顧みないのとの結果如何等に就いて問を出し、其の答を處理し、要點を會得せしめる。

設問の取扱ひ方及び實行上の指導

設問(一)に就きては、今日の實業は、一面は分業となつて居るけれども、他面は又他の業務と密接に關連して居るから、他業者との連絡關係を考慮せなければ、成功することが出来ぬことを理解せしむる。

設問(二)に就きては、他業者を壓迫する結果は、却つて自己の業務も繁榮せぬことになり、又無理に他業者を壓迫すれば、其の反動が復讐かゞ起ることを答ふるやう指導する。

設問(三)に就きては、農工商業者相互の關係に就き、農業學校であれば商工業との關係、工業學校であれば農商業との關係、商業學校であれば農工業との關係如何を、なるべく具體的に言はしむるを要する。

設問(四)に就きては、實業者は一般民衆の生活を安易ならしめ、又之を充實せしむるやう努むべきもので、この心得を絶えず念頭に置かねばならぬことを答ふるやう指導する。

第十四課 共存共榮

本課の主眼

本課は、社會生活に於いて、互に協力し合ひ、共存共榮の精神を以て立つべく、殊に同じ生産なり分配なりに従事するものは、又互に協力すべく、消費するものは生産者分配者の勞を思ふて浪費しないやうな精神を以て立つべきこと、又階級戦争が極端まで行かずに、或る點に於て協調し合ふべきことを理解せしめ、憎み合ふよりは愛し合ひ、妬み合ふよりは讚美し合ふやうに努めねばならぬことを悟り、以て共存共榮の精神を養はしむることを目的として教授する。

設問の取扱ひ方及び實行上の指導

設問(一)に對しては、敵對の態度で社會に立ち、絶へず戦争に臨んで居るやうな氣持と、競争はしても、その根底には協調の精神を有して友誼の態度で立つのとを比較して、其の如き場合に、自分の心持は如何になるかを言はしめ、社會は相互協調の社會であるから、自分の立場からだけで凡ての事を判断せず、問題が起つて他の立場から判断するといふやうに寛容の精神を持たねばならぬ事を理解するやう指導する。

設問(二)に對しては、人は一面に自己の立場を主張して他と争ふ場合もあるけれども、深く其の根底に立入つて見ると、我が身をつめりて人の痛さを知れとか「己の欲するところ、之を人に施せ」とかいふ如く、一人の正しいと信ずることは、他人も正しいと感じ、一人が愛好することは他人も愛好するものであることを理解して、寛容の精神を持たしめるやう指導する。

共存共榮の考は、學校生活の間にも養成すべきものであつて、同學の友に對するにも此の精神を以て立つやう注意を與へる。

第十五課 鋼鐵王カーネギー

本課の主眼

カーネギーの傳に依り、志を立て、は之を一貫すべき精神を有すべきこと及びカーネギーの事業經營の方針に就き、學ぶところあらしむることを目的として教授する。

教材解説

カーネギーの傳は、卷一第六課、貧賤の賜に於ても一通り説いたのであるが、本課では今少しく詳しく其の傳を話し、其の精神と事業とをよく理解せしめる。

一封度は約我が百二十一匁に當る。一シリングは、我が約五十錢に當り、一フアシング (Faring) は、凡そ我が一錢に當る。

設問の取扱ひ方及び實行上の指導

設問(一)に對しては、カーネギーの一生は、貧賤より身を起して富豪に爲つたが、併し其の富を決して私せず、一生世の爲めに盡したのは、事業家として見上げた精神を以て働いたもので、志あるものは事遂に成るといふ格言を體現したものの

であるといふことを答へしめるやう指導する。

設問(二)に就いては、カーネギーの事業經營方針に就き考ふるところを言はしめ、カーネギーは、此の方針を採つた爲めに、其の工場には激しき階級戦争は起らなかつたことも附け加へて説明する。

設問(三)に對しては、カーネギーが讀書を重んじたのは自分が學校に通ふことが出来なかつたのを補はんとする精神と、又讀書から得る種々の利益を理解して、終世讀書を棄てなかつた精神とを理解するやう指導する。

第十六課 富豪の義務

本課の主眼

富を最も有意義に使用するの富める者の大切なる義務であることを知らしめ、富者の幸福は寧ろ公益の爲めに盡し得る點にあると説くカーネギーの精神を體得せしむるを目的として教授する。

教材の取扱ひ方

本課はカーネギーが「富の福音」中に説いてゐるものであつて、氏は巨萬の富を

積んで奢る所なく、本課に説いてゐる精神を以て、其の大部を舉げて社會公共の事業に寄附した。それは、氏の平和財團の事業に依つても知ることが出来るとして、之を引用して説明するを要する。

平和財團事業は明治四十三年十二月カーネギーが一千萬弗を提供して組織したもので、己が信用せる知人二十八名に其の基金より得る収益を世界の平和事業に自由に使用するやう委託したものである。此の財團は、三部から成つて居る。第一は交通及び教育部であつて、交換教授を派遣し、合衆國と他國との親和を圖ることを計劃する。第二部は經濟及び歴史部であつて、各國の學者を調査委員に舉げ、戰爭の原因及び結果を、經濟及び歴史上より調査して、之を無くする道を講ずる。第三部は國際公法部であつて、國際公法其の他世界に關する知識を普及するを以て目的とする。此の財團は、氏の死後も其の意志を承けて活動して居る。

教材解説

トルストイ伯(一八二三—一九一〇)は露西亞の宗教家であり、又文豪であつた人。

設問の取扱ひ方及び實行上の指導

設問(一)に對しては、富を一身一家の用にのみ供することは、カーネギーが説ける如く、妥當せぬことである。我が國の富豪の中には、富を得て之を死守し、之を子孫に遺すものが多いが、富は子孫が必ずしもよく之を守らず、却つて、長者二代なし」と言ひ、賣りすと唐様に書く三代目といふが如く、間もなく分散するものが少くない。寧ろ子孫には、カーネギーが説けるやうに、生活に必要な額だけを残り、其の他は公共事業に投ずるを以て富の使用法とした方がよい。子孫には必要の額の外、善き家風と、善き健康とを遺して置いたならば、子孫は自ら進んで新に富を作ることとするであらう。かゝることを悟らしむるやう指導する。

設問(二)に對しては、富豪が社會奉仕をなす動機は、自己の名を擧ぐる爲めとか、自己の事業をなすに就きて罪を冒した其罪滅しをなすとかいふやうな種々の動機を數へ擧げさせて、其の正當なるものは國家社會の進歩發達を助けんとする至純の動機からするものであると答へるやう指導する。

第十七課 處世の要旨

本課の主眼

自己實現説を唱へたグリーン(Green)の所説を知らしめ、之をさながら實行した實業家の例としてカーネギー(Carnegie)を挙げ、人生の目的を實現するに當つて、實業は今日に於て最も適した職業であることを知らしむるを目的として教授する。

教材解説

トマス・ヒバ・グリーン(Thomas Hibbard Green)は、一八三六年英國ヨークシャー(Yorkshire)に生れた。父は牧師であつた。少時ラッゲビー(Rugby)中學に學び、後オクスフォード大學に學び、一八六〇年には同大學の評議員となり、一八六九年には講師となり、一八七八年同大學の倫理學教授となり、死に至るまで(一八八二年)其の職にあつた。氏は人格高潔にして學識深く、事を苟くもせざる嚴肅な性格と、暖かき友情とを兼ね、學生に敬愛せられ、其の感化大なるものがあつた。氏の學説は獨逸のカント(Kant)、ヘーゲル(Hegel)を繼ぎて自己實現説の一派を起し、英國に流行せる倫理上の經驗的功利主義に對して一つの理想主義を高唱した。その著書の中最も有名なるものは「倫理學序論」(Prolegomena to Ethics)である。

設問の取扱ひ方及び實行上の指導

設問(一)に對しては、自己の完成と社會の完成とは兩々相俟つものであつて、い

づれの一方も缺くことは出來ぬことを細かに答へしめる。

設問(二)に就いては、價値ある生活とは、己に適した職業に依つて一面には自己を實現し、他面には國家社會の發達を圖るが如き生活、言ひ換ゆれば、常に自己の良心に訴へて、虚偽の生活をして居らぬといふ確信を有して働くやうな生活を指すのであるといふことを答へしめる。

第十八課 正心誠意

本課の主眼

人が世に立つて生活するに當り、至誠天に通ずるといへるが如く、如何なる時、如何なる事に向ふにも、心を誠にして、以て自己の實現と社會への貢獻とを計るならば、聖旨に副ひ奉ると共に完全なる國民たることが出來るといふことを悟らしむるを目的として教授する。

設問の取扱ひ方及び實行上の指導

設問(一)に對しては、良心の指示とは、何かの行ひをなさんとする場合、善惡を判断する力であり、「良心の呵責」とは、其の善しと指示したことを行はず、反對に惡し

と判断したことを行つた場合に、自分を責むることであつて、人は常に良心の指示に従ひ、其の呵責を受けぬやう行動しなければならぬといことを答ふるやう指導する。

設問(二)に對しては、誠意に曇りを生ずる場合は、よろしからぬ感情や慾望に支配されるか、或ひは利害に依つて動くか、或ひは又外部からの誘惑なり壓迫なりを受くる場合であつて、人は絶えず此の曇りを取り去るやう注意せなければならぬことを悟らしむるやう指導する。

設問(三)に對しては、誠意を徹せしむるには、自己の動機を純潔にすると共に、自ら心に誓つたことは、決して曲げず、又他に對して盡さねばならぬと良心に感じたことは、必ず之を實行するやうにし、而してそれを實行するには、よく誠意を徹せしむるだけの手段を盡さねばならぬことを悟らしむるやう指導する。

第十九課 理想と實際

本課の主眼

やがて世に立たんとする生徒に對し、理想と實際とに懸隔あることを知らし

め、最後の勝利を得るには、常に理想の光を失ふことなく、不平と失望とに打ち打ち、自ら持み、又世を愛して奮闘努力すべきであることを説くを目的とすて教授する。

教材の取扱方

農、工、商それらの社會に應じ、其の實狀に就いて詳に説き、如何に其の身を處して成功すべきかを説き、處世の案内、處世の心得を説く考へにて教授するを要する。

設問の取扱ひ方及び實行上の指導

設問(一)に對しては、實際は不完全なこともあり、醜惡なこともあるが、之を段々理想化してゆくことが人生の務であるから、此の兩者の關係を明かにすることが必要であるとして、農、工、商それらの社會に應じ、其の實狀に就きて詳に説き、如何に其の身を處して成功すべきかを説き、處世の案内、處世の心得を説くのもりにて處理する。

設問(二)に對しては、卷三第十課に徳川家康の遺訓を擧げて置いたものを、今一度此處に引き出して、人が世に立ちて働く場合には、隱忍持久し、勤勉努力するこ

とが必要であつて、如何なる場合にも、決して失望することなき樂天的な人生觀を養はしむるやう指導する。家康が徳川幕府三百年の基礎を築きたるも、其の天授によるところありとするも、又一は隱忍持久し奮闘努力したことによる旨を説くを要する。

第二十課 地方の中堅

本課の主眼

實業學校を卒業したる者が世に出て、働く場合に、其の就ける業務に對して十分に責任を感じて働き、日々に其の任務を果すことに依つて己が位置を固め、進んでは、自治體、廣くは國家の爲めに働いて地方の中堅となり、輿論の指導者とならなければならぬといふ着實の精神を以て奮闘せんとする決心を固めしむることを目的として教授する。

教材解説

グランドウィグ (Grundtvig, Nicolas Frederik Severin 1783—1872) は、丁抹の「國民高等學校」の創設者であつて、宗教的、道德的の精神で實業教育、殊に農業教育を振興し

た人である。

設問の取扱ひ方及び實行上の指導

設問(一)に對しては、職業に全力を傾倒せよといふ意味を解釋せしめて、職業に傾倒する精神を強めしめる。

設問(二)に對しては、職業其のものに愛着を有して働くのと、報酬の爲めに働くのとは、其の精神に於ても結果に於ても、大なる相違のあることを答へしめ、職業と報酬とは離しては見られぬけれども、報酬の爲めといふ方に重きを置いて働くものは、不幸であるばかりでなく、結果をも擧ぐることが出来ない事を理解せしめる。

設問(三)に對しては、地方の自治に、實業家として努力すべき理由は、立憲國民といふ上からばかりでなく、地方の自治と産業とは密接な關係があるからであるといふ意味を理解せしめ、地方自治の發達に努力するやうに指導する。

設問(四)に對しては、地方の中堅人物となること、やがて國家有要の才となることであり、又世界の實業廣くは文化を促進する一勢力となることであつて、其の確乎たる地方の地盤を築くことが何よりも大切であることを理解せしむる

實業修身教科書教授備考書 卷五 終

大正十五年四月五日發行

非賣品

著者 中島半次郎

發行者 東京市京橋區南傳馬町二丁目五番地 目黒甚七

印刷者 東京市京橋區弓町廿五番地 高橋郁

印刷所 東京市京橋區弓町廿五番地 三協印刷株式會社



實業修身教科書
教授備考書

發行所

東京市京橋區南傳馬町二丁目
新瀧縣長岡市表四ノ町(本店)
新潟市古町七番町(支店)

目黒書店

(東京) 電話銀座五六八四番(長) 電話長岡一八番(新) 電話新潟九〇三番
振替東京二八〇九番(岡) 振替東京三六一九番(瀧) 振替長野四〇九〇番

283
59

大正十三年三月三日
大正十三年三月三日

大正十三年三月三日



大正十三年三月三日

大正十三年三月三日

大正十三年三月三日

終

